

第 3 次教育振興基本計画の基本方針等の考え方について

1 基本方針、施策、計画を支える取組（案）について

基本方針等の設定に当たり、第 2 回部会資料 4「基本理念等の設定に当たり参照・考慮すべき事項」で示した内容（国の第 4 期教育振興基本計画、本市の第 1 次・第 2 次教育振興基本計画、策定方針「策定に当たって考慮すべき視点」）等を踏まえ、次の事務局案をたたき台として検討を進める。

(1) 本市のこれまでの基本方針及び計画を支える取組について

【第1次計画基本方針】※文言については、一部省略や要約等を行っている。

基本方針	内容	主な取組	事業内容及び事業数※
1 「確かな学力」を身に付ける教育を推進します。	学習指導要領の「生きる力」に基づき、基礎的知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲や学習習慣の確立を重視した教育を推進	学校教育の学力向上や学習環境の整備、保護者負担軽減などのソフト面の取組	小学校保護者負担軽減事業、外国語指導派遣事業、小学校1年生35人学級実施事業、学校ICTサポーター事業 31
2 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します。	規範意識や生活習慣の乱れ、体力低下に対応し、自立心や思いやり、体力を育み、支え合える人を育てる教育を推進	子どもの心のケアや健全育成、食育・健康維持、生活習慣の確立を支援する取組	給食への地場農産物導入事業、郷土資料館活動事業、ブックスタート事業、青少年相談事業 51
3 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される学校づくりを推進します。	教職員の専門性向上と組織力強化のため研修を充実させ、使命感と情熱を持つ教職員の育成を通じ、信頼される学校づくりを推進	教職員の専門性向上や学校全体の組織力強化を図る取組	先生のための研修事業、教育資料提供事業 13
4 課題やニーズに対応した教育環境の整備・充実を図ります。	国際化・情報化の進展に対応し、教育的ニーズを踏まえた環境整備を進め、家庭・学校・地域と連携した創意工夫ある教育活動を推進	教育施設の整備、特別支援教育・インクルーシブ教育の推進、登下校の安全確保に関する取組	小学校校舎改修事業、登下校等安全推進事業、特別支援学級等就学奨励事業、公民館移転事業、市史編さん事業、就学指導事業 56
5 教育の原点である家庭教育を支援します。	家庭が子どもの健全な成長を支える場であることを踏まえ、家庭教育の重要性を再認識し、安心して子育てができるよう支援	家庭教育の充実や地域と連携した子育て支援、生活習慣の確立を支援する取組	家庭教育学級交付金、家庭教育情報提供事業 3
6 地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上に努めます。	家庭や学校と地域が協力し、地域人材の活用や情報ネットワークをいかしたコミュニティづくりを通じ、子どもの健やかな成長を支える	地域と学校の連携強化や、地域の教育力向上、子どもを守る環境づくりの取組	街頭指導活動、非行防止・環境浄化活動費 9
7 スポーツや文化活動の振興を図り、活力ある地域づくりを推進します。	スポーツや芸術・文化活動を通じて人材育成を行い、子どもから大人まで生き生きと活動できる地域づくりを推進	スポーツや文化活動の振興、施設整備、地域活性化を推進する取組	市民スポーツ活動推進事業、全国大会等出場奨励事業、郷土芸能公開活用事業 51
8 人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。	すべての人が尊重される社会の実現を目指し、家庭・学校・地域と連携して人権教育の充実を図る	人権意識の向上や、多様性を尊重する教育環境の整備に関する取組	人権教育・啓発推進事業 1

※平成21年度の事業内容を記載

【第2次計画基本方針】 ※文言については、一部省略や要約等を行っている。

基本方針	内容	主な取組	事業内容及び事業数※	
1 自立につながる「生きる力」の育成	未来の担い手となるために「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。	主に学校教育の学力向上や学習環境の整備、国際的な視点を取り入れた教育の推進	少人数学級実施事業、特色ある学校づくり交付金、英語教育推進事業、学校給食食育推進事業、	12
2 子どもたちを育てる支援体制の充実	教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。	教職員の業務負担軽減、人材確保による指導体制の充実、教育課題等に対応する教職員の資質向上の推進	学力ステップアップ支援員配置事業、先生のための研修事業、働き方改革の推進	5
3 安全な教育環境の整備	地域をつくる人々と共に安全な環境づくりに取り組み、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えます。	学校施設の計画的な改修・再整備、快適な学習環境の充実、登下校や地域の安全対策の強化	通学区域再編成委員会運営、登下校安全推進事業、学校施設最適化推進事業、青少年非行防止活動事業	13
4 安心して共に学べる教育の推進	人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。	不登校児童・生徒への支援体制の整備、適応指導教室の運営、教育支援教室の充実	人権教育・啓発事業、特別支援教育推進事業、登校支援推進事業、外国籍児童・生徒等支援事業	10
5 家庭・地域・学校の協働の推進	家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。	家庭教育の充実、地域と連携した学習支援の推進、コミュニティ・スクールの推進	地域学校協働活動事業、家庭教育学級交付金、コミュニティ・スクール推進事業	4
6 地域主体で取り組む社会教育の振興	特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。	公民館の整備や学習活動の充実、地域学習の機会の提供	厚木北公民館整備事業、公民館活動事業費	2
7 地域文化の振興と自主的な学びの支援	ふるさと厚木の自然や歴史、文化に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。	図書館の整備・電子化、郷土博物館の展示充実、郷土文化・伝統芸能の継承	電子図書館事業、郷土芸能事業費、あつぎ郷土博物館活動推進事業	7
8 スポーツ活動の推進	いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。	市民スポーツの推進、競技団体の育成支援、スポーツ施設の整備やスポーツ合宿誘致の推進	市民スポーツ活動推進事業、スポーツの聖地計画策定事業、グラウンド・ゴルフ場整備事業	10

※令和6年度の事業内容を記載

【第1次・第2次計画における基本方針別の事業の位置付け方の比較について】

《第1次計画》

基本方針	
1	「確かな学力」を身に付ける教育を推進します。
2	豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します。
3	教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される学校づくりを推進します。
4	課題やニーズに対応した教育環境の整備・充実を図ります。
5	教育の原点である家庭教育を支援します。
6	地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上に努めます。
7	スポーツや文化活動の振興を図り、活力ある地域づくりを推進します。
8	人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。

《第2次計画》

基本方針	説明
1 自立につながる「生きる力」の育成	・基本的に第1次計画を継続
2 子どもたちを育てる支援体制の充実	・第1次計画の基本方針3が中心 ・教職員に関わる内容を集約
3 安全な教育環境の整備	・第1次計画の基本方針4が中心 ・児童・生徒の安全（非行防止やセーフスクール）などのソフト面を含む
4 安心して共に学べる教育の推進	・第1次計画の基本方針2、4、8のうち、児童・生徒の支援に係る内容や人権関係を集約
5 家庭・地域・学校の協働の推進	・基本的に第1次計画を継続
6 地域主体で取り組む社会教育の振興	・第1次計画の基本方針4、7から公民館関係のハード・ソフトを集約
7 地域文化の振興と自主的な学びの支援	・第1次計画の基本方針2、7から公民館以外の図書館、文化財などの社会教育関係を集約
8 スポーツ活動の推進	・第1次計画の基本方針7からスポーツ関係を集約

- ・第1次・第2次計画ともに、基本方針1～4は学校教育を中心に、基本方針5～8は社会教育、家庭教育、文化、スポーツなどを中心にまとめられている。
- ・第1次計画では、ハード・ソフトなど性質に沿った形で集約されていたものが、第2次計画ではハード・ソフトを問わず、基本方針の目的を踏まえた形で事業を集約している。
- ・第1次・第2次計画ともに、基本方針別に位置付けられている事業数の差が大きい。

【第1次・第2次計画における計画を支える取組について】

第1次 計画	《該当なし》
第2次 計画	<p>「<u>安心して教育を受けられる環境の整備</u>」と「<u>市民協働の推進</u>」は、本市の教育施策に不可欠であり、市民生活を支える普遍的な取組として重要である。これを「<u>計画を支える『安心』と『協働』</u>」と位置付け、<u>基本理念・基本目標と同様に、12年間にわたり計画の実現を支えるものとする。</u></p> <p>【安心】 家庭・学校・地域が安心できる学びの場となることが重要である。教育施設の安全確保や学習機会の保障に加え、個々の多様な支援が求められる。安全な社会づくりへの意識向上も必要であり、市全体で学びの保障に取り組む。</p> <p>【協働】 本市の教育には市民協働が不可欠である。家庭・地域・学校が教育課題を共有し協力しながら学校を発展させ、地域と学校が連携してネットワークを構築し、地域住民のつながりを深めることで、活力ある地域づくりを目指す。</p>

(2) 基本方針、施策及び計画を支える取組（案）について ※別紙参照

- ・これまでの基本方針の枠組みをいかながら集約を進めるとともに、基本方針の下に施策を設ける。
- ・全ての基本方針を横断的に支え、教育施策の実効性と持続性を高めるため、計画を支える取組の設定を検討する。

【基本方針（案）設定の考え方】

第2次基本方針		第3次基本方針（案）		設定の考え方	国計画目標※ ¹ （一部要約）	考慮すべき視点※ ²
1	自立につながる「生きる力」の育成	1	<ul style="list-style-type: none"> ・未来を拓くこどもの力の育成 ・生きる力を育む学びの充実 ・子どもたちに必要な資質・能力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい時代を生き抜く力として、「思考力・判断力・表現力」や「主体的に学ぶ力」、「心身の健やかさ」などが求められている ・グローバル化や教育DXなどの教育環境の変化などを踏まえつつ、個別最適な学びの実現することを目的として設定 	1：確かな学力の育成 2：豊かな心の育成 3：健やかな体の育成 4：グローバル人材育成 5：イノベーションを担う人材育成 6：主体的に社会形成に参画する態度の育成 11：教育DXの推進	3：確かな学力や豊かな心の育成に資する学校教育環境の充実 7：幼保小連携の推進 9：教育DXの推進
2	子どもたちを育てる支援体制の充実	2	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全に学ぶことができる教育環境の整備 ・安心・安全な学びを支える環境づくり ・学びを支える環境と体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育における公正性と包摂性が求められており、特別な配慮を要する子どもたちへの支援や安全な学校施設整備、インクルーシブ教育、働き方改革などを進めることを目的として設定 	7：多様なニーズへの対応と社会的包摂 12：指導体制の強化 13：経済的状況等によらない質の高い学びの確保 15：安全・安心で質の高い教育環境の整備	3：確かな学力や豊かな心の育成に資する学校教育環境の充実
3	安全な教育環境の整備					
4	安心して共に学べる教育の推進					
5	家庭・地域・学校の協働の推進	3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会と連携・協働を中心とした教育体制の充実 ・教育を地域で支える仕組みづくり ・共に学び支え合う教育コミュニティの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・学校が連携し、子どもから大人までが地域で学び合い、支え合う社会教育の推進が求められている ・学びを通じた人と人とのつながりが地域の活力を育む基盤となることから、市民一人一人が関わり、共に成長できる地域教育を進めることを目的として設定 	9：学校・家庭・地域の連携等による教育力向上 10：地域のコミュニティを支える社会教育の推進	4：学校・地域・家庭との連携・協働の推進 5：地域の学びと交流を支える社会教育の充実
6	地域主体で取り組む社会教育の振興					
7	地域文化の振興と自主的な学びの支援	4	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたり心豊かな生活を送るための教育環境の整備 ・生涯にわたり学びと文化・スポーツに親しむまちの実現 ・一人一人の輝きを支える学び・文化・スポーツの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・人生100年時代における「学びの保障」は、生涯にわたる自己実現や地域貢献の基盤 ・読書活動・文化芸術・スポーツを通じたウェルビーイングの向上が重要であり、市民一人一人の生涯に寄り添う「学びの循環」を目指すことを目的として設定 	8：生涯学び、活躍できる環境整備 14：地域団体等との連携・協働	6：スポーツ活動と文化芸術の振興 8：生涯学習の推進
8	スポーツ活動の推進					

※1…国の第4期教育振興基本計画で定める16の教育政策の目標（第1回部会「参考資料」） ※16：計画策定

※2…第3次厚木市教育振興基本計画策定方針「3 策定に当たって考慮すべき視点」（第1回部会「資料1」）

【施策（案）】

基本方針の区分に基づき、具体的な取組の方向性を示す内容を位置付けている。施策（案）については、別紙をただき台とし、体系図に含めるかを検討する。

設定する場合、詳細については第4回以降の部会で検討していく。

※参考資料3参照

【計画を支える取組（案）】

計画を支える取組については、次の視点を踏まえながら、具体的な内容を第4回以降の部会で検討していく。

《検討の視点》

- ・国の第4期教育振興基本計画の二つのコンセプト「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」や、複数の基本方針をまたがって取り組む必要がある教育DXなどの内容の位置付けの整理
- ・第2次教育振興基本計画で位置付けた「安心して教育を受けられる環境の整備」と「市民協働の推進」の継続性の要否